AI inside 株式会社

定款

定　　款

第１章 総則

（商号）

第１条 当会社は、AI inside 株式会社と称し、英文では AI inside Inc.と表示する。

（目的）

第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス
(2) ウェブコンテンツの制作、構築及び販売
(3) インターネットのドメイン取得代行業務
(4) マルチメディア関連のコンテンツ制作、運営保守、配信、売買及び賃貸借
(5) ホスティングサービス
(6) セールスプロモーションの企画及び立案
(7) 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用、保守及びそれらの代理業
(8) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
(9) コンピュータ等情報通信関連機器及びソフトウェアの製造、開発、売買並びに賃貸借
(10) 各種イベントの企画、運営及び運営代行
(11) 通信販売及びその仲介
(12) 新商品開発計画、企画、立案及び販売調査
(13) 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理
(14) 人工知能の開発及び提供
(15) 前各号に関するコンサルティング業務
(16) 前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

（公告の方法）

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、12,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条 （削除）

（単元株式数）

第 9 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項に規定する請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会が選定する。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

（基準日）

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（招集）

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（招集権者及び議長）

第 15 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2　会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

（取締役の選任方法）
第 20 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
2　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役)
第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
2　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
2　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、取締役会は、招集の手続を経ないで開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任方法）
第 29 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）
第 31 条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）
第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）
第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 36 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第 37 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

（事業年度）

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 41 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。

2　当会社の中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。

3　前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 43 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

平成 27 年 6 月 1 日　定款認証

平成 29 年 5 月 26 日　改定

平成 29 年 8 月 31 日　改定

平成 30 年 7 月 19 日　改定

2019 年 6 月 27 日　改定

2019 年 9 月 17 日　改定（2019 年 11 月 12 日完全施行）